

## 5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

- (1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。
- (2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。
  - イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。
  - ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。また、所得税徴収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているかどうかを確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

国税収納金（納付書）		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書		領収済通知書		(記入例) 11234567890	
整理番号	32309	納期	06	税務署	000△△△△△	税務署使用欄	110
区分	支払年月日	納税者	税額	区分	支払年月日	納税者	税額
俸給・給料等 (01)	061220	16	4350000	納期等の区分	0612		
賞与(役員賞与を除く) (02)	061225	9	4250000	令和		年	
日雇労働者の賃金 (06)				月			
退職手当等 (07)				支払分源泉所得税及び賞与特別所得税			
税理士等の報酬 (08)	061220	1	80000	証券受領			
役員賞与 (03)				内			
同上の支払確定年月日				証券受領			
住所 (所在地)	東京都〇〇区△△△3-3		年末調整による不足税額 (04)				
電話番号	XX-XXXX-XXXX		年末調整による超過税額 (05)	▲	58590		
氏名 (名称)	株式会社〇〇〇〇		本税		27582		
摘要			延滞税				
			合計額		¥27582		

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

国税収納金（納付書）		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書		領収済通知書		(記入例) 11234567890	
整理番号	32309	納期	06	税務署	000△△△△△	税務署使用欄	110
区分	支払年月日	納税者	税額	区分	支払年月日	納税者	税額
俸給・給料等 (01)	061220	16	4350000	納期等の区分	0612		
賞与(役員賞与を除く) (02)	061225	9	4250000	令和		年	
日雇労働者の賃金 (06)				月			
退職手当等 (07)				支払分源泉所得税及び賞与特別所得税			
税理士等の報酬 (08)	061220	1	80000	証券受領			
役員賞与 (03)				内			
同上の支払確定年月日				証券受領			
住所 (所在地)	東京都〇〇区△△△2-8-12		年末調整による不足税額 (04)				
電話番号	XX-XXXX-XXXX		年末調整による超過税額 (05)	▲	134282		
氏名 (名称)	株式会社〇〇〇〇		本税		0		
摘要			延滞税				
			合計額		¥0		

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円-134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

・年末調整のしかた  
・年末調整再調整  
・納付